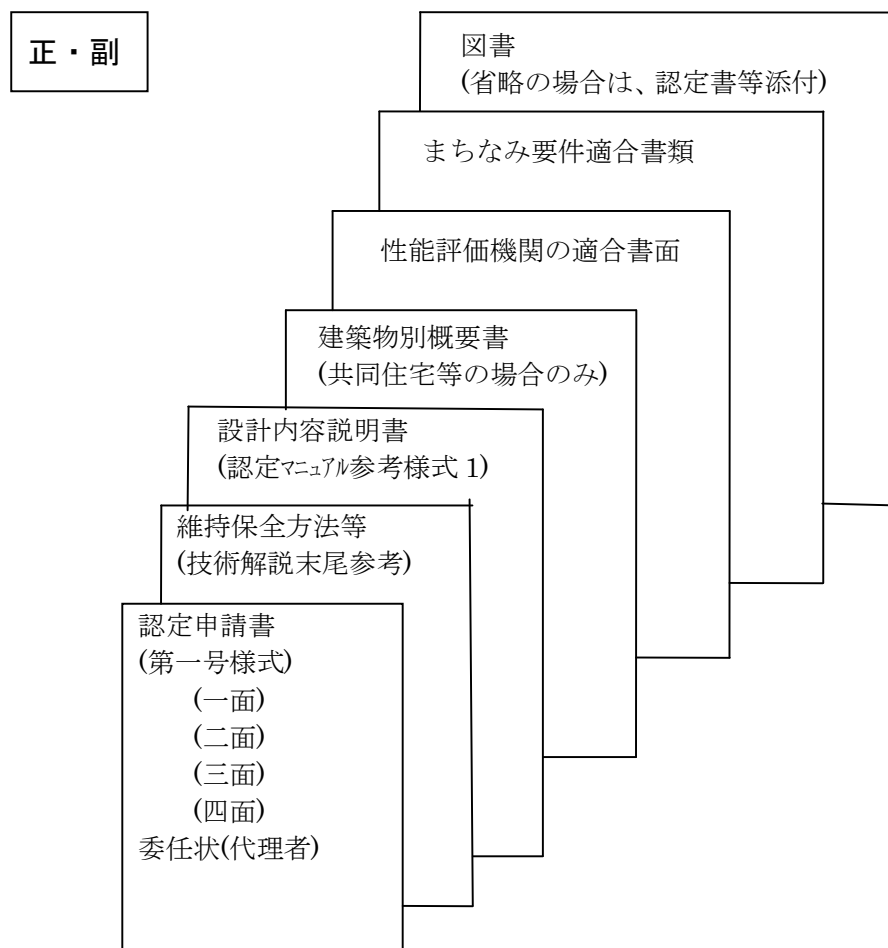


【 認定申請書の綴り方 】



- ※ 登録住宅性能評価機関が行う長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号（長期使用構造等）に適合していることを証する書面（適合証）の写しを提出すること。（手数料について適正評価書面添付欄を適用する場合は、適合とする書面の添付は必須）
- ※ 適合書を添付した場合は、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、各部詳細図、各種計算書の添付を省略することができる。
- ※ 法第6条第2項により建築基準法第6条第1項の審査の申し出をする場合は、建築基準法第6条第1項に基づく建築確認申請書を添付すること。
- ※ 申請書様第一号様式三面については、共同住宅等に係る申請のみ添付。